

# 新・文化庁の組織について

文化芸術基本法を踏まえた文部科学省設置法の改正により、2018年10月より文化庁は新しい組織となります。具体的には、京都への移転を見据え、次長を2人配置するとともに、文化部や文化財部を廃止し、総合的な文化行政の一層の推進に向けた機能強化を図ります。



注)下線は遅くとも2021年度中を目指し京都に移転。参事官(文化創造担当)は当面、地域文化創生本部事務局を担う  
本格移転までの間、文化調査研究(※1)は参事官(文化創造担当)で、無形・動産である文化資源の活用に関する事務(※2)は文化財第一課で実施。